

新島村ロッジとまりぎ
指定管理者募集要項

令和 8 年 1 月
新島村

新島村ロッジとまりぎ指定管理者募集要項（サステナブルアイランド創造事業）

第1章 募集の趣旨

新島村では、地域の自然・文化・人々の暮らしを尊重しながら、持続可能な観光地域づくりを推進する「サステナブルアイランド創造事業」を展開しています。

本事業では、観光による経済効果のみならず、環境保全、地域内経済循環、住民との共創を重視した離島づくりを目指しています。

本募集の対象である宿泊施設は、その玄関口・拠点として極めて重要な役割を担っており、宿泊サービスを提供するだけでなく、地域資源の魅力発信、環境配慮型経営、地域との連携を進める場とする必要があります。

このたび、当該施設の管理運営を担う指定管理者を公募し、民間の知見や創造性を活かして「サステナブルアイランド創造事業」の実現に寄与できる団体を選定するものです。

なお、本募集は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新島村ロッジとまりぎ設置及び管理運営に関する条例（令和7年条例第15号）に基づき、指定管理者制度を導入し、当該施設の効率的な管理運営を図ることを目的として、次のとおり指定管理者を募集します。

第2章 施設の概要

施設名：新島村ロッジとまりぎ

所在地：東京都新島村字瀬戸山116番地

構造規模：木造1階建、延床面積約782.1m²

施設機能：客室（18室）、浴室、コワーキングスペース、会議スペース等

第3章 指定期間

指定期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

第4章 業務内容

指定管理者には、以下の業務を担っていただきます。

- (1) 宿泊の提供に関する事業
- (2) コワーキング施設及び交流スペースの運営に関する事業
- (3) 島内外の人々の交流促進及び地域学習・文化体験に関する事業
- (4) 前各号に付帯又は関連する事業

（詳細は、別添「新島村ロッジとまりぎ指定管理者業務仕様書」を参照）

第5章 応募資格

以下のすべての条件に該当しない法人その他の団体であることとします。

なお、法人格を持たない団体及び個人は応募できません。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により新島村における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (6) 国税及び地方税並びに村税又は新島村に納めなければならない公金を滞納している者
- (7) 地域貢献や環境配慮に関する実績または具体的な提案がない者

第6章 指定管理料・納付金

■ 指定管理料

本施設に係る指定管理料は、支払わないものとします。

■ 納付金

指定管理者は、あらかじめ定められた固定額の納付金として村に納付するものとします。

応募者は、以下に従って納付金を支払うものとします。

- (1) 納付金の額については、別途【年度協定】に定めるものとします。
- (2) 納付金の納付は、村が指定した期日までに行うものとします。
- (3) 納付額は提案型とし、応募者は指定管理者としての考えに基づく納付額を提案することとします。

※提案額およびその根拠は収支計画書に明示すること。

第7章 提出書類

- (1) 新島村指定管理者申請書(様式第1号)
- (2) 申請資格を有していることを証する書類
 - ア 当該法人の登記簿謄本
 - イ 定款又は規約その他これらに相当する書類
 - ウ 国税及び地方税等の納税証明書
- (3) 管理を行う公の施設の事業計画書(様式第2号)
- (4) 管理に係る収支計画書(様式第3号)
- (5) 当該団体の経営状況を説明する書類
 - ア 事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をして

いる団体のみ)

- イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又は、これらに相当する書類
- ウ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- エ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(6) その他村長が必要と認める書類（任意提出資料含む）

※事業計画書は、別添の記載要領を参照のうえ作成すること。

第8章 選定方法

書類審査

指定管理者選定委員会による総合評価

■ 評価項目基準

- ・収益性および事業の実現性があること
- ・納付金の提案額が妥当であること
- ・運営体制および人材が整っていること
- ・利用対象者の平等な利用およびサービス向上が図られていること
- ・施設の効用を最大限に発揮するものであること
- ・施設の適切な維持および管理が行われ、管理経費の効率化が図られること
- ・施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること
- ・施設の設置目的を達成するための十分な能力を有していること
- ・地域との連携及び地域資源に対する理解促進に係る取り組みが図られていること
- ・持続可能な施設運営に係る取り組みが図られていること
- ・適切な広告活動を行い、施設の利用促進に努めていること

第9章 スケジュール（予定）

項目	日程
募集開始	令和8年1月20日
内覧会（事前予約）	令和8年1月23日午後2時から ※ご都合が合わない方はご相談ください。
質問受付期限	令和8年2月5日
応募書類提出期限	令和8年2月10日
選定結果通知	令和8年3月中旬
指定開始日	令和8年4月1日 (営業開始日：応相談)

第 10 章 問い合わせ先

担当：新島村役場 産業観光課観光商工係

住所：〒100-0402 東京都新島村本村 1 丁目 1 番 1 号

電話：04992-5-0284

メール：k-s@nijima.com

第 11 章 その他

提出書類は返却いたしません。

書類審査に基づき、公平な選定を行います。

なお、採択・不採択の理由は、いかなる場合も開示・公開いたしません。

また、これらの取り組みは強制ではありませんが、飲食のサービス運営、地元食材の活用や地産地消の推進、地域イベントとの連携、体験型観光の企画・実施については、施設の趣旨に合ったものであれば実施可能です。事前に村との協議をお願いする場合があります。

※事前予約制の内覧会は、22 日までに上記お問い合わせ先までご予約ください。